

## 復旧・復興事業等記録資料作成業務委託特記仕様書

### 1 適用範囲

本特記仕様書は、福島県（以下「委託者」）が委託する復旧・復興事業等記録資料作成業務委託（以下「本業務」）に適用する。

### 2 業務の目的

本業務は、東日本大震災の風化防止のため、復旧・復興事業の進捗状況を県内外へ情報発信する資料として、浜通り地方の工事記録動画、復旧した施設の利用状況動画を作成することを目的とする。

### 3 業務名および業務実施期間

- (1) 業務名 復旧・復興事業等記録資料作成業務委託
- (2) 業務実施期間 令和元年12月27日限り

### 4 業務の内容

#### (1) 計画・準備

本業務の内容を把握し、作業工程、作業方法、作業体制等を明記した業務計画書を作成する。

#### (2) 企画立案

動画作成のための企画の立案を行い、発注者との協議の上、内容を決定するものとする。

なお、完成地区については次について盛り込むこと。

- ・H31年度完成予定地区：施設完成に期待する住民インタビュー
- ・過年度完成地区：賑わい状況を記録する利用者インタビュー

インタビュー内容等は協議の上、決定すること。

#### (3) 資料収集

動画作成に必要な資料の収集・整理を行うものとする。必要な資料等は、受託者において入手するほか、発注者が所有する既存資料を必要に応じ動画素材として活用すること。なお、貸与資料の複製・複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

#### (4) 撮影作業

インタビュー動画の撮影を行う。また、復旧完了後の施設利用状況、完成式典状況等を撮影する。

撮影作業は以下によること。

- ①デジタルハイビジョン以上のカメラを使用すること。
- ②必要に応じて静止画像の撮影を行うこと。

撮影地区は発注者と協議のうえ決定するものとするが、想定箇所は以下とする。

- 相双方部 1地区
- 双葉方部 1地区

いわき市 4地区 計6地区

## (5) 編集作業

動画編集は以下による。

### 1) 完成地区動画 6地区

既存資料（貸与資料）を用い、工事記録動画（被災～施工中～完成）を編集する。また、式典状況動画や住民インタビュー、復旧完了後の施設の利用状況を追加し、一連の動画とする。

必要に応じ、音楽・音声やナレーションの付加、テロップの付加を行う。

### 2) 現況動画 5地区

発注者が撮影する工事中箇所の空撮映像（ドローン映像）に、音楽・テロップの付加を行う。

発注者撮影の素材によるため、編集地区は協議による。

なお、上記1) 2)とも、完成まで発注者による複数回の内容確認および修正指示を行う。また、県広報課への協議を行う。

## (6) 協議打合せ

協議打合せは次のとおりとする。

当初打合せ 1回

中間打合せ 6回（企画提案時、映像編集時×5）

納品時 1回

合計8回

## 5 動画の仕様

### (1) 形式

①カラー・4K画質

②カラー・ハイビジョン

### (2) 言語：日本語

(3) 動画時間：完成地区動画 約5分程度/地区

現況動画 約2分程度/地区（発注者撮影動画による）

## 6 成果品

業務終了時には、業務報告書を以下のとおり作成し、委託者へ提出する。

(1) 業務委託完了届

(2) 製本版（ファイル綴じ）業務計画書（A4版）業務報告書 1部

(3) 電子媒体（業務報告書+画像データを保存、DVD等） 1式

なお、電子媒体に記録する動画ファイル等は以下によること。

①編集済みの動画ファイル

PC及びyoutubeに対応した形式での動画ファイルを納品すること。

②編集前動画ファイル

本委託において撮影した動画について、PC及びyoutubeに対応した形式での動画ファイルを納品すること。

③発注者より貸与された資料一式

発注者より貸与された個別の資料（動画、静止画データ等）について地区毎にフォルダを整理し記録すること。

7 著作権

納品された編集映像の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）、業務計画書や業務報告書等は、福島県に帰属する。納品物以外の素材動画ファイルは撮影者に帰属する。また、成果品は、福島県の運営するウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

8 検査の実施

(1) 検査の実施

業務完了時において、発注者が示した検査員による検査を行う。

(2) 指摘事項への対応

検査において指摘があった場合は、発注者の指示に従い、速やかに適正な対応を行うこと。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務委託を行うにあたり、関係法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務委託を一括して第三者に委託してはならない。ただし、業務を効果的に行うために必要と考えられる場合には、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を、委託者の承諾無しに第三者に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。なお、契約期間満了後においても同様とする。

(4) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務委託の実施のために必要な受託者または第三者が有する知的財産権について、当該権利の利用にあたり支障のないように確認しなければならない。

10 その他

(1) 電子データの作成や保管、提出に際しては、ウイルス対策を図ること。

(2) その他、本特記仕様書に定めのない事項または、疑義が生じた場合については、発注者と協議のうえ決定する。